

## 2026年 診療報酬算定項目

2026年6月1日より診療報酬の改定につき、窓口負担が変更となります。  
当院は厚生労働省の基準に基づきまして、下記項目を算定する医療機関です。

---

### ・診療録管理体制加算 1

#### ・明細書発行体制等加算について

(個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について)

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。一部負担金などが無い方も発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

#### ・一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

ただし、同じ成分であっても銘柄によって使用感にばらつきがあります。お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師または薬剤師にご相談ください。

### ・有床診療所入院基本料 1

#### ・看護配置加算

#### ・夜間看護配置加算 2

#### ・看護補助配置加算 1

#### ・医療安全対策加算2

#### ・医療安全対策地域連携加算2

#### ・夜間早朝等加算

#### ・夜間緊急体制確保加算

#### ・電子的診療情報連携体制整備加算2(外来・入院)

当院では、オンライン請求を行っております。オンライン資格確認を行う体制を有しております。電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧 または活用できる体制を有しております。診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っております。マイナンバー保険証利用率(30%以上)。マイナンバーカードの利用について お声掛け、ポスター掲示を行っております。マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行っております。電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しています。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますのでご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

## 2026年 診療報酬算定項目

2026年6月1日より診療報酬の改定につき、窓口負担が変更となります。  
当院は厚生労働省の基準に基づきまして、下記項目を算定する医療機関です。

- 
- ・がん患者指導管理料(二)
  - ・BRCA1/2 遺伝子検査(血液検体)
  - ・がん治療連携指導料
  - ・外来腫瘍化学療法診療料 2

当院では、外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

1. 院内に職員を常時配置し、患者さんからの電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 緊急時に患者様が入院できる体制を確保しています。
3. 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を定期開催をしています

緊急電話(0566-91-1037)でのお問い合わせ等に対応いたします。

- ・バイオ後発品使用体制加算

当院では、厚生労働省の方針に従いバイオ後続品を積極的に採用しております。バイオ後続品は、先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。(例:トラスツズマブ、ベバシズマブ等)バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

- ・時間外対応加算 1

当院では、再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。診療時間外及び休日等であっても、院内に職員が常駐しております。緊急電話(0566-91-1037)でのお問い合わせ等に対応いたします。

- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1

当院では、バイオ後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料( I ) 注5
  - ・入院ベースアップ評価料
-